



油こし器のSG基準(公開用)

## 油こし器のSG基準

### 1. 基準の目的

この基準は、油こし器の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用した後の油を一時的に保管するふた付き容器で、油中の天かす等を分別する機能を持ったもの(以下、「油こし器」という。)について適用する。

### 3. 安全性品質

油こし器の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観及び寸法	<p>1. 油こし器の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、手などに傷害を与えるようなばり、まくれなどが無いこと。</p> <p>(2) 形状は均整で、本体と目皿、こし網等とのかんごうは確実で、かつ、すわりが良いこと。</p> <p>(3) もちてが取り付けられており、そのもちての有効長さは、〇ミリメートル以上であること。また、もちてと本体との間隔は、〇ミリメートル以上であること。</p> <p>(4) もちては、がたつき、横揺れ等がないこと。</p> <p>(5) 掃除しやすい構造であること。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 油漏れ性	<p>2. 油こし器の油漏れ性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 食用植物油を入れたとき、油漏れがないこと。</p> <p>(2) 油こし器から油を注いだとき、裏漏れが少ないこと。</p>	
3. 安定性	<p>3. 油こし器を傾斜させたとき、〇度以下で転倒しないこと。</p>	
4. 強度	<p>4. 油こし器の強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) もちての強度は、満水容量の水の〇倍の荷重を加えたとき使用上支障のある変形又は、水漏れがないこと。また、荷重試験後の永久ひずみが〇ミリメートル以下であること。</p> <p>(2) 本体に衝撃荷重を加えたとき、本体各部の接合又は組立部に異状がないこと。</p>	
5. 温度上昇	<p>5. もちての表面温度は、温度〇度の食用植物油を本体に入れたとき、室温との差が〇度以下であること。</p> <p>6. 油こし器の材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 合成樹脂を使用した部分は、十分な耐熱性を有すること。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
6. 材料	<p>(2)直接油に接触する部分の材料は、食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号第3器具及び容器包装A器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格に適合していること。</p> <p>また、本体が炭素鋼製のものにあつては、表面にすずめっき、ニッケルめっき、クロムめっき、アルミニウムめっき、又はほうろうが施されていること。</p> <p>(3)ろ紙、こし布、及び油ひきは、けい光反応がないこと。</p> <p>(4)こし網は、ステンレス鋼製、すずめっき製又はアルミ合金製であること。</p> <p>また、注ぎ口には、合成樹脂製のものを使用しないこと。</p>	
7. 表示容量	7. 表示容量は、満水容量の〇パーセント以下であること。	

4. 表示及び取扱説明書

油こし器の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1. 表 示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 表示容量</p> <p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 火の側に置かないこと。</p> <p>(2) 油こし器に油を移すときは、油こし器が転倒しないよう注意すること。</p> <p>(3) 熱い油を入れたとき、やけどに注意すること。</p> <p>(4) 直接火にかけないこと。</p> <p>(5) 本体底部に沈殿物がたまったら掃除すること。</p>	